

行 税 第 7 3 2 号

平成30年1月31日

公益社団法人 行田法人会

会 長 鈴 木 秀 憲 様

行田支部長 小 川 雅 以 様

行田市長 工 藤 正 司



平成30年度税制改正に関する提言について（回答）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29年12月8日付けをもって要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

平成30年度税制改正に関する提言（重点項目・行田市用）

1. 地方のあり方

人口減少や東京一極集中に加えて、国から地方への権限移譲、市民ニーズの多様化・複雑化などにより、地方自治体には、これまで以上に自主的、自立的な行財政運営が求められています。このような中で、自治体間競争を勝ち抜き、地方創生を成し遂げるには、行財政改革等による財源確保を図りつつ、地域の特色を活かした事業を展開することが必要です。

本市では、継続性をもった行財政改革に取り組むとともに、それにより捻出された財源や、国の交付金などを有効に活用し、定住促進施策はもとより、企業誘致や地域産業振興、更には日本遺産認定を契機とした観光振興など、様々な施策を積極的に推進しています。

今後も、「行田創生」の実現に向けて、「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた各種事業を、引き続き、力強く実行してまいります。

また、少子高齢化や人口減少などの社会情勢に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、「行財政改革指針」及び「行財政改革プログラム」を策定し、ふるさと納税の推進及び市有財産の売却・貸付をはじめとする自主財源の確保、各種事務事業の見直し、組織の効率化及び職員の給与や定員管理の適正化などを改革の取組として位置づけ、全庁をあげて計画的に行政改革に取り組んでおります。

2. 行政改革の徹底

本市の職員数については、行政需要等とのバランスを考慮しながら、事務の効率化を積極的に進め、計画的に職員の削減を行ってまいりました。その結果、平成29年4月時点において、553人となっており、平成18年の合併時と比べ、約11年間で57人の削減を行っております。

また、給与については、平成27年4月から地域の民間給与水準を踏まえた給料額の改定を行う給与制度の総合的見直しを実施するなど、人件費の抑制を図っております。

今後においても、複雑高度化する市民ニーズや新たな行政需要に対応できる効率的な組織体制、人事院勧告等を踏まえながら、職員数や給与の適正化に努めてまいります。

本市議会においては、行財政改革や人口規模、市民の声など総合的な判断により、主に統一地方選などの改選時に議員定数の見直しを図って参りました。

このたび、人口減少や財政状況等の本市がおかれている現状や近隣市の状況、住民感情等を鑑みて、平成31年に執行予定の次回一般選挙より現在の定数22名から2名減じ、20名とする条例改正を平成29年6月定例会において行いました。

今後とも議会が果たすべき行政に対するチェック機能の維持や市民からの負託に応えられるよう努めて参りたいと考えております。

3. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、行政サービスを支える上で不可欠なものとなっていることから、安定的確保が望まれます。

一方で、固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価しなければならないと定められており、土地の標準地価格からの所要の補正や家屋の評価方法など制度が複雑であることから、税負担の公平性や制度への信頼性を高める観点から、より納税者が分かりやすい制度への見直しが求められます。

固定資産税制度の見直しにつきましては、県内の市町村で構成する埼玉県市町村税務協議会を通じて、国に対し要望を行っているところでございます。

- ① 商業地等の宅地の評価につきましては、その属する状況類似地区の標準宅地の鑑定評価額から適正な時価を求めており、鑑定評価には収益性も検討内容としております。
- ② 居住用家屋の評価につきましては、木造、非木造それぞれに経過年数に応じた減点補正を評価替え年度に実施しております。
- ③ 償却資産につきましては、地方税法に基づき申告いただいております。現行の制度に基づく課税についてご理解いただきたいと存じます。
- ④ 土地の評価につきましては、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて行っているため、標準地等の地点数や用途地域別の地点数が異なっております。固定資産税においては、地価公示や地価調査の地点も標準地として使用しており、効率化を図っております。